

第6回経済指標専門会議 議事概要

1 日 時 平成22年3月5日（金）15:00～16:50

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者 【学識経験者】小巻委員、西郷委員

【関係府省等】内閣府、総務省（統計局）、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行

【事務局】佐藤総務省統計審査官ほか

4 議題

(1) 建設工事費デフレーターの改定計画について

(2) その他

5 議事概要

(1) 建設工事費デフレーターの改定計画について

国土交通省から、資料1に基づき、建設工事費デフレーターの改定計画について説明が行われた。説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

- 指数の精度はどのようにになっているのか。パーシェチェックを行っていればその結果を教えてほしい。
 - 総合デフレーターは個別デフレーターをインプリシット方式により統合して作成しているが、統合に使う18年度及び19年度のウェイトは暫定値であり、実績値になるとかなり数字が変わることが予想されることから、パーシェチェックは実績値の確定後に行う予定である。
- 指数の公表が当該月の3ヶ月後となっているが、公表が遅くなる理由は何か。
 - 採用指数がすべて出揃わなければ算出できない状況である。毎月勤労統計の確報値を待って、毎月17日の公表としている。
- 建築と土木とでは性格がかなり異なると思われるし、ウェイト項目の細分化を実施したことも考えると、2000年度基準との比較において、2005年度基準指数が同じような動きをしているのは何故か。
 - 建築、土木いずれにおいても、投入量が多い鉄鋼等の資材が共通しているためと考えられる。
- 個別デフレーターはラスパイレス方式で算出されるが、総合デフレーターはパーシェ型で算出している。建設工事費デフレーターはウェイトを固定するラスパイレス指数と言えるか。
 - ウェイトが変動することから、どちらかと言われれば、パーシェ型指数となる。
- 毎月勤労統計の現金給与総額に関して季節調整を行っていないという前提で、労務費の対象範囲について検討されているが、大分類の建設業については、当該現金給与総額に関し、季節調整値を作成しており、必要であれば、関係データの提供は可能である。
 - 検討の上、ご連絡したい。
- 基準改定に関する情報提供等のスケジュールはどうなっているのか。
 - 平成22年4月公表分から2005年度基準となることの情報提供は行っている。基準改定計画についても労務費の検討等を踏まえた上で情報提供を行いたい。
- 引き続き検討を続けていただき、労務費の対象範囲等についての検討結果を報告いただきたい。

(2) その他

(企業向けサービス価格指数「事務所賃貸」経年劣化に対する品質調整の導入について)

日本銀行から、資料2-1及び2-2に基づき、企業向けサービス価格指数「事務所賃貸」の経年劣化に対する品質調整の導入について説明が行われた。説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

- 経年劣化に対する品質調整の対象に土地分が含まれているが、これはどのように考えたらよいか。また、地価の変動に応じて劣化の度合いも変動するという考え方は適切なのか。
 - オフィスの賃料は土地と建物を分けているわけではないことから、産業連関表のウエイトデータにも土地分が含まれ、品質調整についても土地分を含んだものとしている。従って、東京と大阪の地価変動の違いが、オフィスの品質の違いを意味しているわけではない。
- 品質調整においては、築年数等サービスに影響を及ぼす可能性のある変数を考えて、層別に細かく対応する方法もあり、この方法の方が一般的ではないか。
 - 賃貸価格の調査数がそれほど多くないことから、その方法をとっていない。層化の刻みを細かくし、層ごとに平均価格指数をとる方法は良いと思うが、価格の調査数をもっと多く確保する必要がある。価格の調査数の少なさに起因する結果の不安定さを克服するため、一定のモデルを用いることによって安定性を確保している。
- 建物や付属設備の減耗率を変化させても、それは品質劣化率に大きな影響を与えないという試算であったが、これは1年当たりの変化率で見ているからではないか。ある程度の年数では、かなり変わるものではないか。
 - ご指摘のとおりである。SNAの減耗率等、信頼度の高いデータがあれば、それを利用する方法もあると考える。資本ストック統計の整備次第では、事務所賃貸だけではなく、店舗の賃貸等へも品質調整を拡充できると考えている。
- 同じオフィスビル内の単位面積当たりの賃料の同一性についてはどう考えているか。
 - 取引先による価格差は大きいが、これをオフィスの品質の差とは考えていない。飲食店等が入ることが多いビルの1階及び地下を調査対象から除外することにより、場所や面積による価格水準の違いはある程度補正されるものと考えている。

(平成22年度経済指標専門会議報告事項の報告について)

各府省は平成22年度経済指標専門会議に予定している報告事項がある場合、3月12日(金)までに事務局に報告することとなった。

(その他)

- 基本計画に掲げられた季節調整法の統計基準としての設定については、どのタイミングで検討することを考えているのか。
 - 各府省庁からの報告事項の報告時期も踏まえて、適切な時期に行いたいと考えている。

次回の経済指標専門会議については、関係府省と協議の上、開催する予定であるとの連絡があった。

以上